



會社保存原本



一般社団法人 発達改善支援協会
定款

平成29年 2月22日 定款作成
平成29年 2月24日 公証人認証
平成29年 2月24日 一般社団法人成立



一般社団法人発達改善支援協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人発達改善支援協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉市稻毛区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、障害改善及び発達支援トレーニング並びに障害予防トレーニング及びリハビリテーションの普及と啓発、情報の共有と提供、人材の育成に関する事業等を通じて、障害者及び障害児の支援、高齢者の福祉の増進、並びに国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 障害改善及び発達支援トレーニング並びに障害予防トレーニング及びリハビリテーションの教授、普及及び啓発に関する事業
 - (2) 障害改善及び発達支援トレーニング並びに障害予防トレーニング及びリハビリテーションについての調査、研究、開発並びに情報の提供に関する事業
 - (3) 障害の早期発見及び子育て支援に関する事業
 - (4) 障害者及び障害児の発達支援、教育、及び就労支援に関する事業
 - (5) 各種研修会、講演会、レッスン教室、セミナー、イベント等の企画、立案、運営及び実施に関する事業
 - (6) トレーナー、指導員、講師等の教育、育成、研修及び指導に関する事業
 - (7) 各種検定、資格試験の企画、運営、実施及び資格認定に関する事業
 - (8) 関係団体、個人等に対する協力、連携、交流、提言及び支援に関する事業
 - (9) 関連器具、用品、教材等の企画、開発、制作、販売、卸及び輸出入に関する事業
 - (10) その他前各号の掲げる事業に附帯又は関連する事業
- 2 前項の事業については、日本全国及び海外において行うものとする。



(公 告)

第4条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(種別)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的及び事業に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 一般会員 この法人が行う講座やイベントに参加するために入会した個人又は団体
 - (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。(以下、この定款において、正会員を社員という。)

(入会)

第6条 この法人の会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第7条 この法人の活動に必要な経費に充てるため、毎年、会員は社員総会において定める会費規定に基づき、入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払わなければならない。

(退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。ただし、1か月以上前にこの法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。



- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (4) すべての正会員が同意したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れ、正会員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(開催)

第12条 定時社員総会は、毎年4月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の



過半数をもって行う。

(議決権)

第15条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

理事 2名以上

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第19条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。



(代表理事の職務及び権限)

第22条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第23条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第24条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(顧問)

第25条 この法人に、任意の機関として、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事の過半数の決定を得て学識経験者等のうちから会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営上に関する事項について会長の諮問に応ずる。

第5章 計 算

(事業年度)

第26条 当法人の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第27条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第28条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年1月31日までとする。



(設立時の役員)

第29条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 飯塚 正久

設立時理事 矢島 実

設立時代表理事 矢島 実

(設立時社員の氏名及び住所)

第30条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 千葉県千葉市稲毛区園生町873番地5

設立時社員 矢島 実

住 所 千葉県船橋市駿河台2丁目4番33号

設立時社員 飯塚 正久

(法令の準拠)

第31条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人発達改善支援協会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成29年2月22日

設立時社員

矢島 実



設立時社員

飯塚 正久

